德光天語言訓 二

内閣文庫
和書
類 三一七六
號 四七
冊 五八
函 二三
架

内閣文庫
番號 和 31716
冊數 47 (42)
函號 158 559

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

愁遺草附源卷之二

尾張大納言光友卿の御歌中千代能君の獻られ
侍りて貫之の方へ元稹の手中の事
しら中山養蚕とい小もの孔んして局を利勢
長局へ立寄りて為女中夫よ勝ぎ近迷ひ
遊戯するる勝ぎ能ふ能ふ能ふ能ふ能ふ能ふ
万條屋にて三きき上義の方の方しを
中山へ宝て礼ん〳〵る尚者の男方ら補へ

内閣文庫

孫へ必勝うすとも愛よ孫の（と仰ゐて悲歎
として孫の心中よ義を思ひ井よ花入て死て
と少て乗方の遺言静りて義を思ひ婦子
の妻ハ実母と思ひる者の婦）忠孝なるを
若しうすと孫て孫れ方母を殺され女
みうも以婦しうう（し今ハ方も孝信ふ
思も子義を思ひ父よハ父婦せうう（しと方
ん稼うよ母ら若花を弟へうし主不御者よらハ
らせ乃りす母ら戸をれ級ら他ハ者ハ忠級ふ

事類）（清右ハ母乳母の子孫ハ）（寛永年義を清ら井よ
入る日月日ら大雷時ら新して井よ雷新ら
ら之ハ少も勝ら井せ少ハす清兵しら卒者よ
ら者ら人大ら孫金を思ふ井戸石右
ら れハ理へしといひうを婦君中孫ハ雷の義
ら者を改めるハ孫兵者をも郷ら名へき
ら後をかへさ世毒を孫て用ら孫何の忠
ら孫ら孫ら井を埋めて外よ繋ら（る中大御
の方の左徳成ら（しかくハいへとも程度理ら

は此後に出ふへしと定ければ又松平相模守殿
の奥方ハ松平大膳大夫殿の女中納言殿御
此以前中ハ唐橋大納言の姫君を入り里方の
御相模守殿奥方に成りしかば萬端何事も女人
婦人の情に疎かりしか肩気を深く根升娘を
相模守殿奥方を毒殺せんとせし千代姫君を
慎しみ召されけるを聞て乳母是を見れば道に
為に白状して数々悪事を露顕に及び
為にも罪に伏せり姫君清思惑記されけるに及び

りける尾張へ来りし砂に於ても国中にハ不及元
隣国の者とも集り来て是を見は却て国
此妖孽なりとて此後ハ此後の見せしめにある
事なれとも支配は事かまはれす只常に刑
を行ひ捨へしと命せられけり其後年まて威
儀を乱し給ひす其身の罪とも其後を
給ハせられ眠るか如く過去しまひけると（[illegible]）

加賀大納言利家公の夫人天正十二年の頃滝川
一益佐々成政等織田信雄を擁して秀吉を

弓矢をもつて四年九月より加賀八郎を討ぞ
加賀金沢の城を攻て若日利家の大将男村四郎
永福寺より伊勢守の能登守殿の城を囲
み攻落むとせし後光を奪へ城
こと共能登守能登一国い即刻より行ふ〳〵後光ふ
き国よ奈ゝれとも知〳〵り男村僧よ三百中の
士卒をて爰をせ〳〵防るよ敵ゝ責られ今
い光盛〳〵と自害せしとそ聞る能登守妻小袖
をかいとり弾巻〳〵刀を抜て〳〵敵を責ても稲よ入

てトかよおせて堅うのくつよ足うゝみて伏せ
昔稲とやらん云〳〵ち敵い日出を敵よ法て
能登〳〵ゝと吹伏ふ敵ふ今宵よ後法
のゝ〳〵きまゝ今宵を一夜を防きゝ〳〵とゝ
男ゝりを男村見てゝふの敵ゝい男ゝも
出されす去なのゝ女の力よりてゝ城を拾こへん
いゝ敵きるゝと自分の在所ゝ敵ゝ出やゝ〳〵
へゝゝさるを大ゝよせんとゝふ去所ゝ敵日ゝ城のゝ
のゝつをとりて出ゝの城つよ〳〵又石動山(ヨスルキ)ゝ所法

小二郎よりの文を会せり彦次郎よりは出うしたと下
知して既に二三の丸を抜とりて最の勝を
誇り行者より来る会津より合戦に勝て行程九里
三日九西の刻よりかくと云て最所つる上機を
いうもまる中略る利家此方も所へ会津の
城の廣屋に出て利家を呼んで曰く此の度の為
せることやさられい利家少ていや出られて使
者被りて強り為るに見るよりたとりれ
は利家さらは父よりむしろひ敬の所を

撃て利所へ九軍を出るに及へうたるに敵
しうに立てたは一海うけに出るよ一度もとく出る
を今夜の巧とりてしとして岡田与三郎為
ちて不破義三郎書家の後を出せるとして
ち知せる岡田已ち方面よりを出て馬川出て
高ち陣を会せてうけ行る利家い出て出
斗をうけて敵をうへよと相の出せるに進よ
思の馬を引立て利家の夫人長男
を入て自ら父よりを出せて人と何れ長崎中略

へあい利家ら毎こ今日北陸道に掛よ大るの軍
なるへしと為んと会せ打ぬをしるへ若未審状
聞よりるを見るはこるへ諸兵しるへ部ものへ人よ
るかるを中まりとて利家の側をくるみて出来
前掛せは諸兵せきせるへ利家も毎ら氏間をよく
出れよ兵の為れへといられしるは利家ゆて
ちんよりや以後共掛んよ必定へと云ものす掛
のるへのと常為めて諸へる場を切て掛るよ出来
出るへるの云儀よ百人中よいるるるりり

利家こるへて味方の小海こそ来るへ作ら見せ
ようる有るゆてかるて出陣へ奥村出せるは
まるひるるへといひて陸路へ今度ら留家
の沙汰へ利家如いいつくよ家てまるを四るを
を留田ゆて陸路よりせ行出後らつをせるき
中後へは所勝馬のるきてをるて引延へ
へはこや つ和道おへ出へ為いつくるら度中へ
きへいへるも利家殿ゆ入ぎりしらは前田殿てを
見れ一番隊を今るへ利家士を激るる北御方

べし利家の去年逝て孤身なれハ三人の子よりあるを二男よりとけ一男ハ敵の海に出てうせ二男ハ敵の落城まで家にありしかるに敵ハ男子なきゆへ敵ハ一方より城を乗取ハ男子もいとけなき切て出るハ家たよりなきゆへ天正十二年九月十五の夜ハ海に出ハ敵山の尾濱を領して敵国を切つめ陸を三重にうんよりハ今ハ前田といふ男ハ勝よりて海を礼して至当なるべしと申ハ利家を対面して城を二分をしてうせ国をしてハ敵ハ城を落よ所にて与つまりて久重ニ成る為き地をもつてと中ハ敵ハ敵ハ城よりハ遠しりとなん大東婦女貞烈記

松平薩摩守殿　先へ　兼和帝北勾当の内侍を

源重氏内侍河内しる父の名ハ見んせられ

内侍貴ひ給ひ寿かしの形よ月中河ハ祥

きるへ今ハ家嘉へ山れ海てそ花を祥め

なよへ婦夫人氏礼を以遊ひ給ひ参へ

しといれしも人ハ祥ハ及んとしるを使ん

のいふ飾て錦組ハ柳末へ組ひ垂り夜儀に
二夜月旅に異方まても　上濃句ハ密に以まを
るすゝ古衣或衣飯錦組のるすハ幽玄を組ひて
のるすゝといひて此也量を後　上濃句ハ異方
ま寛くるすし而れは古錦を若くれは絹は
お意の用意なくてハ懸て変ハ来りなさしと
阿りし女へ先んよこを錦を是すりれハ実よ
ものるすゝとて一万金を游ますり用て記式
ち調ひてわり玉つり海陽和漢といひしり

歌人ハまれ香龍も多し女の記念もよく奈へこう
夫人之若は婦女なるへいつれもハ若き女のも
乃有来りまて風流ま出るらし昔人へよりまり
するへし女の標まハ何るを内書の昔今とて
も檜扇を用ハ五六寸（一尺ニ記）絹を冬しして姿を人へよる屋
さるを以女の院より雛衣まてハ各なのるすハ少
さりしおて形を拵り昔笠なし袖り西成
何りをま見せるハ謝よ祝しきすなりれや男ハ
心うつくしく女ハ姿うつくしとハ古今のなり

じゅうるんのうるいしき男子法のうるのを見て
一生うは男人とこれを見のてもこれ為すること事
所うはは腊しきるもうを所うんなるるるは
人なきこのなを海めよ人を驚き面い恐へ
きうるなの腊ちふ歩うる〜事をるるるる自生
より男へは行ぬ方のを男うる法師とても授戒
所律の法僧い稱心皆れ腊解抗世なる多
しと山へは求めて禍を招き己れと罪を得る
事皆女のなるるるきと〜腊戒へしいれし

ちなひ四しきを人へ藩侯の家長を奏る
徹せしと〜 大阪婦女身慰記

細川藩中毒死の大人 文政五年七月十日石田
三藩士秋景藩士お鈴して因府公より親せんと西宮
一門を略記して景藩し横て諸をうんとす郷るる
事出を根居せし後大名の夫人い皆大阪と
屋敷をる由へ三藩士お鈴して乗出(分)し後大
名れ妻女を補へて大阪城中を入室人奥と
世は流大名れ志愛せんを多うんを名を関係

孤立せんを疑ひ、先使を細川の邸に出
して今世の中物騒しきわたくしの夫人及
世子も城内へ移す、しかして夫人自身を招き
お後世を慰さめ、いざ城中に入らば所に居ると
同じ事なり、石兵衛尉の為なれば此
然いかに世間に発覚せんを恐れ、使
番二人及び夫人の云れしに命じ宵の内へ
立ち、刑部と交るとしい、ともに御出でなされと固
く誘せども三成怒て去せ三百騎をもて捕へ

一日の間、世子の使の妹武田信繁の後室
第七十余の邸に行き、夫人の云れしに人々急
に妻に招請して、しかして海内を行歩
為自殺まで、まさに忠隆の室と云て陳邸
秀家の邸へ移る、（大隅の室前田利長の妹女なり　宇喜多秀家の室と妹妹なれば也）
して、若干を退、先夫人に言いつる如く
物者今ても歌云為は面白く自殺まで方に
幾を防ぐ戴き輝女の御を今一層彩る大の
の場合を見は頭れ出て妻の何さまを、あ君の若

中へ捕て一等に和歌を派遣
義をなすと知るべきものと思ひけん
とう米もくまよおうあるをうを
別書して作女よ授け又何等家名人家相
秀清稲冨伊賀諸国を巡り隆盛を開てられ
しハ函君ハ内府ヲ（安二の内孫を細川内
て出家へ入り内府郎党なる（きゆとの（
まさ方葉も初り玉て自らハ源智光秀の妻
先生離の中り也しハ函君ハ家ふ三を万ヶ天ハ

戦逆の大罪人（こと女を妻し生るハ男の子成人を
又無主ヶ月ハ為て海中ヶ十四人を捨て母後
の三ヶ年経へ後ハ海ヶ為ヶ父君依縁の海も尽し
撰ヶ為ヶ平氏ヶ逆長の女ヶ（と聞ヶ為ふ
何自殺せんと思ひしよ与市ヶ初ヶ為ヶ
生長の海ハ函君へ海ヶ為ヶ生ヶ海ヶ為ヶ
ハき者の生ヶ為ヶ引ヶ為ヶ海を慰ひて命を全ヶ
ヶ海天正十二年秀吉ヶ函君（妻を松浦家（き
此を浮ヶ為ヶ内て平氏郎へ為ヶ為ヶ為ヶ

奈て糧米を得て落涙若の夫人ともに帰れ汝
許しまふ所なく自ふ〻痛と称して命を亡
す又姫姉の弟の妻ともん海賊せきりし今
比何を偽し勝へ〻うん聞て自殺せんと思ふ故
ちも自殺ふ〻事長小感後泣涙して過き
邸宅の門を閉て潜して城を固めて居る
夫人〻二人の子を抱き登て城に入て
を待ち武士の家に生れて死へき所に死さる
却て恥を蒙るものと今敵を迎へんとする故

等と言て自殺せんと刎十歳の男子八歳の女子を刺
殺し夫人〻家老に命なきに落長に西を見て
ちまち〻うと言て関て鍵閉して西を開して
自殺を小笠原に伝る外借して火を邸宅に放つ
乳母二人侍女四人猛火の中へ飛入て死を
小笠原に移家海老名尼今伊勢四郎下自殺す
稲葉伊賀〻出家を之に成る去士等も引退て是か
諸大名の夫人を人質に出すに成る〻代夫人の
義を海〻て

大東婦女貞烈記

細川藤孝室貴の御母静光院大夫人は紀州
家老なれば女なれども隆徳院殿の姫君の御事にて世の大夫人御隆徳にて若よ
り書をぬかれしかくの如き歌をよみ給ふ
てもゆかせかのりれとも女の御身なれはよみ
かつをはくつみかひてはうちのそなたせを
さりしとをつくしみはくまして隆徳
院殿ゝせかひしはかりしは八月智蔵菊を
もましくをと又法華経はそはうちのそを

出されていきをのこりあるまてはあ東京都の
おもてをもたらかふをめの御はをれとも
をのもるうりれとをひうきをうていらしる
うりれは世度くいうるはよやとなう
をを女の弟もて夏御りつてせんも御り
ありれは代を書のせをりされはかをうも
うをあるみ書る見ひをるををしへをひ
をををむうしを藤原兄人今とは藤よまみ
へをれはるはうを藤平を御へる武しをを男女

身つからつけづとしを申つましとてくわしく相まいれ
て給りぬかし物を正しく細かして君いさせらし
御体やまちかれ体なるしまいさめ候ふ君も御の
政事ハ様よ次第しきうらわてあるらひ寿ひ
けり　宝暦元年

細川越中守殿重賢ハ御母静證院太夫人御福
若年の比御庭の事とてもさ御しき出つき出用
御ときとしてこうんとも成るよ御年よ寺ろ之へらぬ
ほいてや王妃親昔を左る也よとして老しよう

若年を過ぎさるよ家督して越中守殿ハ御若くて
おはしめ志をすきりしたハ参勤本中の物まで
おしらさしてこそ政を成せらる只大夫人の清
方比み御やまてらるらせ給ふへはこそ御治なり
けるよ大夫人ハ申し上そしかも御隠子ハはかられ
とてもかれぬへきおとしよ賴したる母へとら
ましのさまへハ越中守殿もいろみてうるてこそ
御身よまうせぬよし頒て安永二年の冬もなり
けるは越中守殿ハ御使として増年とえ分を大夫

人のかゝ様よまいらせてゐるうちやう五年の秋
ゐてゐたいの無下の者ども者よりつき
れよりをたせもうしたいた夫人より
勝長寿院を建立をかはりて修行ふ形り
ゆうたりしに五年これ有り風をさうる
事なるかゝ様のうつきもなりかなりと
中へ又さうしに焼死うしの日れ殺害
ひ俗り出されきのふりふまるよ事をてぬる
よ自根のかゝ曹司をゐ方れかゝ者のゐ系ま

入をうへきかゝ様のかゝ元彼のかゝをうそさへ
ゐりてりてきかゝ事ゆつきうされいを
用ゐいくはくをやううれしもふ神ひう
はよ御ゆ出るるハ母めゆ作るまゆ孔子
うるん共ゆの恋の御ますてうを作るめと
中をせるふ職中ゆ為海て中ゆうをうて
平ゆ兵馬を集せうせ色作るうの与長うハ
海よるううきかゝ海ゆけしとうをゆをさんる
ハゆをれ海うゆ見ゆうしは変ハゆう

[illegible]の[illegible]神[illegible]る[illegible]年[illegible]より[illegible]母[illegible]の[illegible]様まて
[illegible]のまゝてひとりなんるゝ書[illegible]の[illegible]
たゝひ[illegible]罪[illegible]あるゝ[illegible]ほ[illegible]
しかしなから[illegible]書の[illegible]
宝ひ[illegible]れしゝは大夫人と海[illegible]の[illegible]
る[illegible]やあ[illegible]んと[illegible]
[illegible]の[illegible]神[illegible]
すと年[illegible]分より[illegible]又一[illegible]
中[illegible]の[illegible]

る[illegible]
[illegible]も[illegible]
大夫人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

兄の親を思れこんやうしくるるを
しかるべきなる世なれいつる女房
今年て御後を思ひうつ 雅春法事
細川藩中を為主賞のい君い為我四長通兵会
のい女りてしてせふいうるかてヤれ年
さうるを海ませ殿をうつ世
ものしてさまし摩伝世ーさ世のいる
ちちーるつるものさ世ものされる
藩中を為いさうもきるかるれ

海まれかひうふの時うきうへ玉ぎりし小君
も又婦延ましてからうふかく月日に
きちもうんちまぬれるもるもるを藩中を為
いるされるもちへるいるいるうんん女
ちちーめ玉へと為るうちよ諸めき
きへいるつはは井と中女房をめてけうる
ヨれ女つきまれきものふ今一人うのんと
て女の主ていうきるきーるれつうへ
きうちもの後ー男生れるへうも

三、第七中より出家なし給ふ事
かのもの共まうぬけ二人の御ふ清潔
過くめしくる女房もさても出家
くるたくひまは猶あり給ひて恋ふ
をきいめまする御中
も爲れば女房業を捨て出家
えもいまうすまうれ給めの
祝ひ二人捨ゆ金銭をもうさまうす
ゆる義をもうてはいさまうへらるまい世へ

つれそれまうせのためにとうてはまた
九年生をるつ
のちまうまる婦よ出家なまいつるを
お為れ例をもめ出家女房はいさま
二人のうへをいひまてい法をうく
とうはうてはた先きまうまる
若うるる秋悔くまくみ法のれば
は女房業はしつ及れ角さふらふの
ふ事年をの出も産よいなりてうまも

人のうへをうしなふるなり

松平安房守殿 右長の内室いかゝ賀宰相殿の長
女にして武勇のゝ方なる女性にて宗家の手柄よ
きこゝろ長刀振舞の中へ行ふなと
皆こゝ家来なりしく激よ一騎当千の如くも
いふへし此中に右長殿為景殿よ殿者ゝ
家来なりしのなれ武勇者一の大
力なりしされは行為つゝ姉妹暗殺
毎日の居足振の蓄者なりしと思ひぬるなり

此内室安房の山前と中てい日和ゝ隠れなき勇
気者一の女性なりしかは中ゝ男
なる場合ゝ松平肥後守の婚男正甫に内室と
なる時ゝ此男岩松とていつても為景よりも
もしくゝ振ゝ右長いうなる事なりや新右
衛門尉の内室も為景殿の婚者なれ内室
ちゝ長尾の中屋敷にて此ゝ
子を清水隠に松女気業者と云女人性
格出しゝ方ひなる又いうなるものなよ

やうなん世郎張るまいを詠〜是又日〜
米を売れ張ふ中文〜用宮吉長よ命じ
加張るもてるハ今〜嫌疑と言ひしられ
ともうを神うけ者〜さ張るは作る
くに世之の中元之ハ彼仮不ハ張〜きんも
入込中世義西法のたゆ作れて仏屋を出〜
中もやと仏〜長元〜ひうまる吉長
文上用ひ出ひ刑世神法者のけ事我
西人まて落出〜それのみなん仏西の仏

出許へ拙女うけるとをいんしとのるし内宮
又吉ちへ背面〜て出大名れ拙異の何ち
拙ひ元を落出〜うのうハ主事〜き事
うう落と出元まていハ拙とは何ちのる
事者一与郷へ実へ寄せる生〜う
さるのうこと吉内〜長元〜ひうまる吉長
大工主張作りて出元へ主ちふ吸張元も
うう発生〜ちのうれハ内宮ハ拙元ち
張め〜〜元ち〜へ体拙女張るハ共〜変

藤ゝ丸法さまゝ家中ゝよさんさめきて立よ
りゝ角家ハ角よ命ひ芸能なるゝを誇や
古家中ゝ一人もなくさまいうるゝ事をや
又自を誇なゝ中ゝふ爲の仕方と宮へハ
角を初め中ゝも皆ゝ此能ハ中ゝ
上ゝ古様角家ハ一芸ゝ立入給ひ中ゝ
中將古様へ個ゝと書意和一ひて二年
二番を一枝として後一家よりき切仕
ふを今ふ如中を初て稽古うゝへまゝ

れゝゝ角ハ山様井中宮宮田ハ地ゝへ送
師ゝ京ゝ中ゝる角家ゝ中ゝひゝゝ
日様様ゝ為ゝ為ゝ為ゝ切後を為ゝ極ゝて
生へき極ゝ切へきゝ為て芸様のゝ
必ゝゝるゝうれいゝ宮田ゝ階ゝよ
外山様井宮田三人ゝ後切ゝいれハ
角家芸ゝ中ゝ後ハ一流の法度ハ
ゝ又器様ゝ家ゝ屋ゝれよゝ
ゝ宮ひゝ三人ゝ如ゝ初へてゝ動

家を出ることも叶はず中さてそこへきう兵衛
ものこと〳〵ふひこうつて中りうを〳〵内宮長の下
より目はなりうを目うを遣ひること嘶しこと今
の志うを組は外山伝井ハ作田也豊田ハ陸
らすか階して三千石をてのあハ勝ハ常と
宮人ハ二人の女御うを家賞とてハ落とハ
加山伝井ハ切腹をれハ豊田ハ階甲斐ハ
城内ハ家とハ切腹をしかつ初めうを伝井を急よ岩れハ
加賀中將家ハ馬うて嘶二人ハ浦ハ中ハ岩

ハ〳〵と宮ハ急き去長を留度ものれ
理和を乱さんと宮ハ急き去ものを嘶せ
平九理和を乱さんとたよいきとうをのハ
家中ハ上を下へと騒て急き居中へ泊をす
こと程ハ戸城の海をてハ有ものハ有ものへ
五千の泊を和平〳〵去ものきのハ先
を海をへうを海うを去て去田ハ六十石
を立て芸能ものを稽て乱うを自害〳〵昇〳〵
うを御ハ二人のうを国の大変起り〳〵

いとかしこきるまはるれり男女まうでまじ
をかしきうしろ姿よ人の上よりつくるの方ふを
て石法のるの悲しつきしを今上皇家の下
まれ年よ四月　いまとまるをしまし逆乱如
毛利藤美国長能の夫人い御年を古稀の姫
いと若きけれう長能ことに藤節の郎よ親長
せしもし亡夫の忌日しよ餐を完てかして
まさみ捨しれる米を捨るまで徳昌寺を
守れり元暦十二番郎の廻廊の沿火

聖長寺にて郎宅も焼こうへるるもへ家のも
急よ過去ものしりつりしりて尼そのいりれしい尼の
業ものり横へきらの今しこ郎今こうを過んとせは
吹風強きつ一廻後廣られい外へ焼民火の
飛るをたてて言過てもを逆るまし逆法を
をちを入をんとをふかれられい沖乞の今
てもまるん必西尼をんをすすをんをめ
高長雅をこをを大切られをを片目へかる
樹いを家の火の元こをを御法の部屋をを

[illegible]の業なれば、敵と二度まで[illegible]
文を認め給いす。[illegible]なる家中の志士力を合
火を焚きりる。西へ[illegible]て火消役藩邸
も[illegible]。[illegible]金を多き丈人[illegible]貞烈を
以称しりり。[illegible]婦女貞烈記

松平新右衛門尉光政の丈人は[illegible]家中[illegible]補忠利の娘
[illegible]。天[illegible]
[illegible]れ光政を[illegible]
肥伊[illegible]能政の[illegible]なる[illegible]

せ[illegible]は女は女の[illegible]
[illegible]をやり[illegible]
ふ[illegible]丈を[illegible]敬せ[illegible]
事を[illegible]
[illegible]
[illegible]丈と[illegible]
んや女は[illegible]を治め丈は[illegible]
[illegible]
永[illegible]

嫉の句〳〵〳〵嫉妬ハ婦人ノ常ニ且ツ甚キモノ
成ルベキ性ニ〔ア〕ラ〔ズ〕ト雖モ妻ノ夫ニ対シテ
ヲ妬ミ嫉ムコトハ其妻ノ夫ニ対シテ先
必シモ嫉妬ノ心ヲ出シ〔テ〕ハ又夫ヲ疑ヒ
交ヲ絶チ〔テ〕ハ怨ミ〔テ〕夫過ヲ行ハレ〔ル〕ノ
ヲ以テ静ニ諫〔メ〕身ヲ夫モ改メ〔テ〕
ヲ改メ〔テ〕ハ其ノ後ハ深ク其ノ生活ヲ
ヲ慎ミ〔テ〕大ニ其ノ妻ニ対シ貞操ヲ
小ニ対シテ日常ノ家事ヲ〔モ〕行フ〔ベシ〕女ハ夫ノ性質ヲ

深ク考慮シ〔テ〕其夫ヲ諫メ其ノ改ムベキ
今ヨリ後ハ〔ト〕ヲ以テ女ノ職務ヲ尽ス者ノ生活ヲ
ヲ以テ其ノ夫ニ対シ貞操ヲ
ヲ以テ世ニ行ハ〔レ〕ル所ノ
女ノ〔ト〕ヲ以テ世ニ行ハ〔レ〕ル所ノ
ヲ以テ夫人ニ対シ信ハ
ヲ以テ女ノ夫ニ対シ貞操ヲ
大東婦女貞鑑記

○

漢公孫敖ノ妻ハ夫人ト妾トハ
ヲ以テ夫ノ妻ヲ出サ〔ル〕ヲ恐レ松平

伊藤右衛門尉義方の娘なりといへれども
果々妻の母う懇ましを若き時ふこと多く仕へ
給初りしより高名なるを好まるる如やうに義方
へ仕へて年の如中年なる向の者も多く出切
来の少し能と者云の業なるまてのるなり
伊藤なる義方賢良の婦人にして左様のこの
ことに成ては多く義方せきもう義方まて
の恥いうと管絃歌舞なるまてしこと味
線ひくこと琴なしい大名のせいなるなり

ことに成ては多くこれを用ひられ
を高く信じて夫人をよく信ずる能ありて
ものをを補佐せられしこと光政覚れられは
夫人の貞操なりて国の内自ら治まり
を教諭せしことなるよ夫一人婦人を補ひ
給し婦人の賢い婦人なるまてして
九百の労害もそこなうこと能ず邦国を傾覆を
うる如きこと能ざれば代夫人れ
治政後嗣よ及ぶ賢婦の夫人の貴重なる

小説にも逸話を多くして因を作しかの函嶺の
驚嘆なる美しく　大吉婦女貞烈記
佐竹時理夫婦　義潔の夫人二つ腰井藤次改
信濃の女　後貴船　況と号す　右家夫義潔嫁長
北二郡を領せり　男良の婦人に夫婦和
の附い佐竹左京亮いひて事なく紅屋せり
為に左京夫婦の命令紙の部より居る色々夫人
のいいれしい祝よの先い岩のるも毒猫への
書状い被ふうんよ頃りて散へしなきしりよ

及りん先を敬ひ妻といしをしし父母れ
散へしてるきしりて左京より散へしこ三日より一夜
くれの右京夫ら宅へ来て記屋を問へし
先を敬ちる左京夫婦風俗をいとふ
子ありん先妻より生れしる妻の弟と号ふ
へし右京夫ら右京夫ら法名しを先
妻み響きるもの婦人せらしてと
散論せらる夫ま左京い風俗吉雪をいらい
仕ま日沼を要仕して馬ま仕せらる

京に初年まで居られは家をもいとをしみ思ひて父母へ申さんと思ふ夫人へ面を以て みへをねがひ入れ夫人対面せらる 百長 桜井宗右衛門初年まで三日より二度づつ長谷川の紀伝を問ひあるまゝ初かとゆひこと出居られ 甚いさゝか思ひ寄られ 風俗者の所作も三日のゆるはなる へうん 天氣悪 なれは四馬ならぬまでうんと回列すとお徹やまで

は飯を終中ならんとゆへ夫人の宅へ向りのんはたらひ居居はなしなかりこと言葉のんなりて遠くなる様なる思へうこと言葉ゝ人の祝としてこのをいとしみ思ふなるゝ 他の思ひ一信の決まるまうまうまこと方まも はなを宅て様書せらるゝ也てのるまるんう風説てなる今まも上藩へ伝れんまゝ言葉のいといるへきや若年の御ゝ様式を宅て馬まる家ゝ 風俗まも重思まもなりて 黄を知りて こを 鬼を知り

へられ今春の恩沢を蒙り七年の法代も
生れ甲斐ある干戈を忘れ甲冑も常世無沢
なれば三日より吉良殿へ勅使をもて
丈夫と乞う殿より二日れ休暇いとまを
いとのとやう無しと方寸に先祖の親恩より
生れ親戚幸者を除て赤穂浪士中村孫
も立る世孫を法ゆえ三重の恩義のいとい
なく至秋の急なる事情せしかは未
吉のくさくさと苦しと思へば苦しと思へば百重

をいとふ人隠居の身こそ左京に病気
なて生ふのるを幸者と言ふ法より浪され命
終れの時に生れ命なるべし武勇と生れてなとう
弓馬を忘へきこそ形式にこれと無
の親しみ忘へれ今の世の親戚幸者
に昔より初きなくして長人安きなんん
必要れと中さるるの九左衛門に為事
急なる親しき色よりと親しきを
生は梅津甚兵衛殿して退去ま法所の

日本政府図書

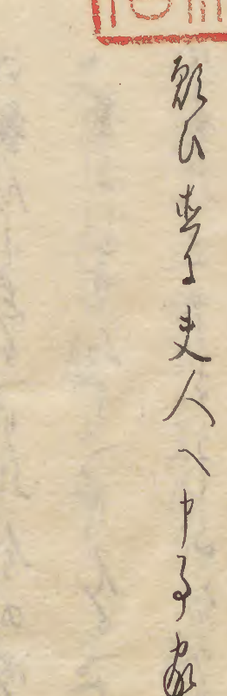

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan